

○北谷町重度心身障害者（児）医療費助成に関する条例

平成3年3月25日

条例第18号

改正 平成4年3月16日条例第13号

平成6年12月8日条例第24号

平成19年3月16日条例第6号

平成20年4月1日条例第10号

平成24年6月18日条例第9号

平成25年3月8日条例第5号

(目的)

第1条 この条例は、重度心身障害者（児）に対し、医療費の一部を助成することにより、保健の向上に寄与し、もって重度心身障害者（児）の福祉の増進を図ることを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この条例において、次の表の左欄に掲げる用語の意義は、それぞれ当該右欄に定めるところによる。

重度心身障害者（児）	1 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受けた者で、その障害の程度が同法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第5号に定める身体障害者障害程度等級表の1級又は2級に該当するもの 2 沖縄県療育手帳制度規程（昭和49年沖縄県告示第462号）により療育手帳の交付を受けた者で、その知的障害の程度が最重度（A <sub>1</sub> ）又は重度（A <sub>2</sub> ）に該当するもの
医療保険各法	1 健康保険法（大正11年法律第70号） 2 国民健康保険法（昭和33年法律第192号） 3 船員保険法（昭和14年法律第73号） 4 私立学校教職員共済法（昭和28年法律第245号） 5 国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号） 6 地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号） 7 高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）
医療費	医療保険各法に規定する療養の給付、療養費、家族療養費、特定療養費、特別療養費、入院時食事療養費、訪問看護療養費及び家族訪問看護療養費
一部負担金	医療保険各法の規定により、保険給付を受ける者が負担すべき額
保険医療機関等	1 健康保険法第63条第3項第1号に規定する保険医療機関又は保険薬局 2 指定訪問看護ステーション 3 その他町長が定める病院診療所又は薬局

(助成対象経費)

第3条 町長がこの条例により助成することのできる経費（以下「助成対象経費」という。）は、次の各号に掲げる経費から医療保険各法の規定による高額療養費、高額介護合算療養費及び附加給付を控除した額とする。

(1) 医療費の一部負担金の額

(2) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第58条の規定による自立支援医療（「精神通院医療」を除く。）、同法第70条に規定する療養介護医療及び同法第71条の規定による基準該当療養介護医療に係る自己負担額

2 助成対象経費には、生活保護法（昭和25年法律第144号）その他の法令等により、国又は地方公共団体の負担により支給されているいわゆる公費負担の医療費及び交通事故等による第三者からの賠償として支払われる医療費は含まない。

(医療費の助成)

第4条 町長は、第2条に規定する重度心身障害者（児）で、次の各号のすべてに該当し、かつ、次の規定による認定を受けたもの（以下「受給資格者」という。）が受けた医療に係る医療費のうち助成対象経費について助成する。

(1) 北谷町に居住し、かつ、住民基本台帳に記録された者又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の規定により本町の決定を受けて本町の区域外の施設に入所している者。ただし、本町の区域内の施設に他市町村から入所した者は除く。

(2) 医療保険各法の規定による被保険者又は被扶養者であること。

(受給資格者の認定)

第5条 重度心身障害者（児）が受給資格者の認定を受けようとするときは、本人又は保護者は、北谷町重度心身障害者（児）医療費助成に関する規則（以下「規則」という。）の定めるところにより受給資格者認定申請をしなければならない。

2 前項の申請があった場合、町長は、規則の定めるところにより内容を審査し、適当と認めるときは、当該重度心身障害者（児）を受給資格者として認定し、受給資格者台帳に登録するものとする。

(受給資格者証の交付)

第6条 前条の規定により受給資格者として認定を受けた者について、規則の定めるところにより受給資格者証を交付するものとする。

(受給資格者証の提示)

第7条 受給資格者が医療を受けようとするときは、保険医療機関等に受給資格者証を提示するものとする。

(所得制限)

第8条 この条例による医療費の助成の支給制限については、特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134号）第20条から第23条までに定める障害児福祉手当の支給の制限に係る規定を準用する。

(助成金の申請)

第9条 医療費の助成を受けようとする者は、規則に定める重度心身障害者（児）医療費助成申請書により申請を行わなければならない。

2 前項の申請は、原則として各診療月を単位として行うものとする。

3 第1項の申請は、受給資格者が医療の給付を受けた日の属する月の翌月から起算して1年を経過した月の翌月以降においてははすることができない。

(助成金の支給)

第10条 町長は、前条の申請書について内容を審査し適当と認められた申請書に対して規則の定めるところにより速やかに助成金を支給するものとする。

(助成金支給の始期及び終期)

第11条 この条例による医療費の助成は、第5条第2項の規定による受給資格者と認定をした日以降の診療に係る医療費から始め、受給資格者としての要件が消滅した日、又は本人が死亡した日の属する月で終わるものとする。

(届出の義務)

第12条 受給資格者は、規則に定める事項について異動があった場合は、その規定に基づいて速やかに受給資格者異動届を町長に提出しなければならない。

(助成金の返還)

第13条 町長は、偽りその他不正の行為によって助成金の支給を受けた者があるときは、又は一部負担金の変更その他の理由により過払が生じたときは、当該支給を受けた者から当該助成金の全部又は一部を返還させることができる。

(権利の譲渡の禁止)

第14条 この条例による助成金を受ける権利は、譲り渡し、又は担保に供することができない。

(委任)

第15条 この条例の施行に関し、必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成3年4月1日から施行し、平成3年4月1日以降の診療に係る医療費から適用する。

(医療費助成の経過措置)

- 2 第11条の規定にかかわらず、この条例が施行された日から平成3年6月30日までに第5条第1項の規定による認定申請を受け付けた第3条第1項各号に規定する自己負担額の助成は、平成3年4月1日以降に診療を受けた医療費から始めるものとする。

附 則（平成4年条例第13号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成6年条例第24号）

この条例は、公布の日から施行し、平成6年10月1日以後の診療に係る医療費から適用する。

附 則（平成19年条例第6号）

この条例は、公布の日から施行する。

ただし、第3条第1項第2号の「第58条の規定による自立支援医療（「精神通院医療」を除く。）」の規定については、平成18年4月1日から、「同法第70条に規定する療養介護医療及び同法第71条の規定による基準該当療養介護医療」の規定については、平成18年10月1日（昭和44年7月14日付社更第127号厚生省社会局長通知に基づく進行性筋萎縮症者療養等給付については、同日前までは、なお従前の例による。）から適用する。

附 則（平成20年条例第10号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成20年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 第1条の条例の施行前に受けた医療に係る老人保健法の規定による医療費、入院時食事療養費及び老人訪問看護療養費については、なお従前の例による。

附 則（平成24年条例第9号）抄

（施行期日）

- 1 この条例は、平成24年7月9日から施行する。

附 則（平成25年条例第5号）

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

○北谷町重度心身障害者（児）医療費助成に関する条例施行規則

平成3年3月28日

規則第7号

改正 平成4年4月1日規則第25号

平成19年3月16日規則第2号

平成23年4月22日規則第15号

平成24年7月3日規則第21号

平成25年2月5日規則第2号

平成26年7月24日規則第17号

平成27年12月25日規則第30号

平成28年3月31日規則第11号

（目的）

第1条 この規則は、北谷町重度心身障害者（児）医療費助成に関する条例（平成3年北谷町条例第18号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

（認定申請の手続）

第2条 条例第5条に規定する受給資格者認定申請は、北谷町重度心身障害者（児）医療費受給資格者認定申請書（第1号様式）に、次に掲げる書類等を添えて町長に提出することによって行うものとする。

- (1) 身体障害者手帳又は療育手帳の写し
- (2) 医療保険各法における被保険者証又は組合員証の写し
- (3) 世帯全員の住民票
- (4) 受給資格者又はその配偶者若しくは扶養義務者の所得に関する証明書
- (5) その他町長が必要と認める書類

2 前項の規定にかかわらず、前項第3号及び第4号については、書類等により証明する事項を公簿等で確認できるときは、当該書類等の添付を省略することができる。

（受給資格者証の交付及び受給資格者台帳への登録）

第3条 条例第5条第2項の規定により受給資格者の認定を受けた者に対しては、北谷町重度心身障害者（児）医療費受給資格者証（第2号様式。以下「受給資格者証」という。）を交付するとともに北谷町重度心身障害者（児）医療費受給資格者台帳（第3号様式。以下「受給資格者台帳」という。）に登録し、所定の事項を記載するものとする。

（却下通知）

第4条 町長は、審査の結果、認定が不相当とされた者に対しては、北谷町重度心身障害者（児）医療費受給資格者認定申請却下通知書（第4号様式）により却下の通知をするものとする。

（受給資格者証の更新）

第5条 町長は、一定の期日を定めて重度心身障害者（児）の受給資格者の認定の更新を行うものとする。

（受給資格者証の再交付）

第6条 受給資格者は、受給資格者証をき損、汚損又は亡失したときは、受給資格者証再交付申請書（第5号様式）を町長に提出し、受給資格者証の再交付を受けることができる。

2 受給資格者証をき損又は汚損した場合における前項の申請書には、その受給者証を添えなければならない。

3 受給資格者は、受給資格者証の再交付を受けた後、亡失した受給資格者証を発見したときは、速やかに町長に返還しなければならない。

（所得状況の確認）

第7条 町長は、毎年7月1日から7月20日までの間に、条例第8条の規定に係る所得の状況を確認し、受給資格者台帳にその結果を記載するものとする。

2 第2条の規定による認定申請時又は前項の規定により定期的に行う条例第8条に規定する受給資格者及び現にその者と世帯を同じくする配偶者又は扶養義務者の所得の確認は、申請者が提出する所得に関する証明書に替えて、税務主管課の市町村民税課税台帳により行うことができるものとする。

3 第1項の規定による定期の確認の結果、条例第8条の所得制限に定める額以上であるとき、

又は定める額以内であると認められたときは、受給資格者台帳登録者に対して、北谷町重度心身障害者（児）医療費助成（停止・停止解除）通知書（第6号様式）を交付しなければならない。

（助成金の申請）

第8条 条例第9条の規定により、医療費の助成を受けようとする者は、必要な証拠書類を添えて、北谷町重度心身障害者（児）医療費助成申請書（第7号様式）を町長に提出しなければならない。

（助成金の支給）

第9条 条例第10条の規定に基づいて、助成金の支給を行う場合において、受給資格者に係る条例第3条第1項第1号に規定する一部負担金の額及び同項第2号に規定する自己負担額の有無を確認のうえ、支給すべき額を決定するものとする。ただし、療養費のうち町外の保険医療機関等に係る往療料は除くものとする。

2 助成金の支給の決定は、北谷町重度心身障害者（児）医療費助成決定通知書（第8号様式）により行うものとする。

（助成金支給の始期）

第10条 条例第11条に規定する始期は、次のとおりとする。

(1) 条例第2条に規定する重度心身障害者（児）に該当した日（以下「受給資格を有した日」という。）と受給資格者と認定された日が同一月の場合は、受給資格を有した日からとする。

(2) 受給資格を有した日が受給資格者と認定された日の属する月の初日以前の場合は、受給資格者と認定された日の属する月の初日からとする。ただし、健康保険の認定の遅れ並びに受給資格者及び保護者がやむを得ない理由で申請が遅れた場合は受給資格を有した日からとする。

2 前項第2号ただし書による場合は、やむを得ない理由についての理由書を提出するものとする。

3 第1項各号の規定に関わらず、他の市町村から転入し、条例第5条の規定により受給資格者となる者の助成金支給の始期については、北谷町に居住地を有することとなった日からとする。

（助成金支給の終期）

第11条 条例第11条に規定する受給資格者としての要件が消滅した日とは、次の各号に掲げる日をいう。

(1) 条例第2条の表の重度心身障害者（児）に該当しなくなった日

(2) 条例第4条第1項各号に該当しなくなった日

（届出の事項）

第12条 条例第12条に規定する届出をしなければならない事項は、次に掲げる事項とする。

(1) 受給資格者又は保護者の本町内における住所の変更又は氏名の変更

(2) 受給資格者に係る医療保険の種別、内容その他の変更

(3) 前条に規定する受給資格者としての要件の消滅

2 前項の届出は、北谷町重度心身障害者（児）医療費受給資格者異動届書（第9号様式）により行うものとする。

（受給資格喪失通知）

第13条 前条第1項第3号の規定による届出により受給資格者としての要件が消滅したと認められた者又は町長が受給資格者としての要件に該当しなくなったと認められた者に対しては、北谷町重度心身障害者（児）医療費受給資格喪失通知書（第10号様式）により通知するものとする。

（助成金の返還）

第14条 条例第13条に規定する助成金の返還は、北谷町重度心身障害者（児）医療費助成金返還通知書（第11号様式）により行うものとする。

（補則）

第15条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、町長が定める。

附 則

この規則は、平成3年4月1日から施行する。

附 則（平成4年規則第25号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成19年規則第2号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成23年規則第15号）

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則（平成24年規則第21号）

この規則は、平成24年7月9日から施行する。

附 則（平成25年規則第2号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成26年規則第17号）

この規則は、平成26年8月1日から施行する。

附 則（平成27年規則第30号）

この規則は、平成28年1月1日から施行する。

附 則（平成28年規則第11号）

（施行期日）

1 この規則は、平成28年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 行政庁の処分又は不作為についての不服申立てであって、この規則の施行前にされた行政庁の処分又はこの規則の施行前にされた申請に係る行政庁の不作為に係るものについては、なお従前の例による。